

資料編



I 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議運営要領

(設置)

第1条 この要領は、西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な運営事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を具申する。

- (1) 「西宮市健康増進計画」及び「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の評価及び進行管理に関すること
- (2) 西宮市健康増進計画・食育推進計画の策定に関すること
- (3) 健康増進及び食育の推進に関する情報収集と共有に関すること
- (4) 健康増進に関すること
- (5) 食育の推進に関すること
- (6) 関係機関・関係団体等との連携に関すること
- (7) その他、健康増進及び食育の推進のために必要と認められること

2 前項第1号に規定する計画の策定にあたっては、国・県の指針や計画等に関する基準を参酌するほか、西宮市の現行諸計画と整合することに留意しなければならない。

(委員)

第3条 西宮市附属機関条例第2条2項の構成員のうち、市長が適当と認める者について推進会議の委員とする。

2 西宮市附属機関条例第2条2項の構成員のうち、市民については別に定める西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議公募委員募集要領により募集する。

(代理出席)

第4条 団体を代表する委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できないときは、あらかじめ委員長承認を得て、当該団体に所属するものを代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、推進会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、代理人が推進会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

3 前2項の規定により、代理人が推進会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の報酬を支払う。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて、委員以外のものに出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康福祉局保健所健康増進課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年3月3日から実施する。

2 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議委員名簿

所属	氏名	備考
西宮市医師会 理事	川崎 史寛	副委員長
西宮栄養士会 会長	岸本 三香子	
公募委員	北川 豊	
公募委員	藏田 かすみ	
西宮市食品衛生協会 副会長	澤田 朗	
兵庫県看護協会阪神南支部	潮崎 香織	
西宮市歯科医師会 常務理事	白石 雅照	
西宮市薬剤師会 副会長	高尾 一人	
西宮いずみ会 会長	坪内 久美子	
武庫川女子大学 食物栄養科学部 教授	内藤 義彦	委員長
武庫川女子大学 食物栄養科学部 教授	林 宏一	
西宮市立小学校長会（瓦林小学校長）	船橋 博美	
健康保険組合連合会 兵庫連合会 （会員組合）古野電気健康保険組合 常務理事	山内 豊弘	

（敬称略 五十音順）

3 計画の策定経過

令和4年度	
令和4年 7月22日	令和4年度第1回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 西宮市健康増進計画・食育推進計画の策定趣旨について (2) アンケート調査票について (3) 西宮市健康増進計画・食育推進計画策定のスケジュールについて
令和4年 11月16日 ～12月5日	「西宮市健康増進計画」改定、「西宮市自殺対策計画」策定のためのアンケート調査及び「西宮市食育・食の安全安心推進計画」改定のためのアンケート調査実施
令和5年 1月25日	令和4年度庁内健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 「新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画<<中間見直し版>>」について (2) 両計画の最終評価に向けて
令和5年 2月20日	令和4年度第2回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 「新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画<<中間見直し版>>」に基づく今年度の取組報告について (2) 「西宮市食育・食の安全安心推進計画<<中間見直し版>>」に基づく今年度の取組報告について (3) 西宮市健康増進計画・食育推進計画の最終評価及び次期計画策定のスケジュールについて (4) 西宮市健康増進計画・食育推進計画策定のスケジュールについて
令和5年度	
令和5年 6月1日	令和5年度第1回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 西宮市健康増進計画・食育推進計画策定のスケジュールについて (2) アンケート調査結果・評価指標等からみる西宮市の現状と課題
令和5年 8月7日	令和5年度第1回庁内健康増進計画・食育推進計画検討会 (1) 「第3次西宮市健康増進計画・食育推進計画(仮称)」の改定に向けた検討
令和5年 8月25日	令和5年度第2回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 第3次西宮市健康増進・食育推進計画(仮称)の改定について
令和5年 10月13日	令和5年度第2回庁内健康増進計画・食育推進計画検討会 (1) 「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」の素案について
令和5年 10月6日 ～10月17日	令和5年度第1回庁内健康増進計画・食育推進計画推進会議(書面開催) (1) 「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」の素案について
令和5年 11月6日	令和5年度第3回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」の素案について
令和6年 1月30日	令和5年度第3回庁内健康増進計画・食育推進計画検討会 (1) 「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」のパブリックコメントの実施状況について (2) 最終計画案の検討について (3) 今年度の取組報告及び来年度の取組について
令和5年 12月8日 ～令和6年2月5日	令和5年度第2回庁内健康増進計画・食育推進計画推進会議(書面開催) (1) 健康づくり及び食育に関する取組状況調査について (2) 最終計画案の検討について
令和6年 2月9日	令和5年度第4回 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議 (1) 「第3次西宮市健康増進・食育推進計画」のパブリックコメントの実施状況について (2) 最終計画案の検討について

4 用語解説集

用語	内容
あ 行	
アイシーティー ICT	情報通信技術（Information & Communication Technology）の略。「IT」（Information Technology）もほぼ同義として用いられているが、国際的にはICTの方が広く使われている。
う歯	むし歯のこと。口の中の細菌が酸を産生し、その酸が歯を侵食する疾患。噛み合わせの溝、歯と歯の間や歯肉に近い部分が侵食されやすく、歯が侵食されると徐々に痛みと歯の欠けがみられる。う歯になると自然完治はせず、徐々に他の健康な歯にもその範囲を広げていく。
栄養成分表示	加工食品や外食、給食に対して、その食品または献立が含んでいる栄養成分を表示するもの。なお、一般用加工食品・添加物に対して栄養成分表示する場合は、食品表示法第4条に規定されている「食品表示基準」に基づき、表示しなければならない。
エスディーゼーズ SDGs（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標。「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成。
エスエヌエス SNS	「Social Networking Service」の略。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。
オーラルフレイル	噛む力や飲み込む力などの口腔機能が低下した状態のこと。
か 行	
環境保全型農業	農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
共食	食事づくりや食事を食べることを一人きりで行うのではなく、家族や仲間等と一緒に食卓を囲む機会を持つこと。
行事食	正月のおせち料理等、季節折々の伝統行事の際に食べる料理、特別な行事の時の華やいだ食事のこと。それぞれの旬の食材を取り入れたものが多く、季節の風物詩にもなっている。
ゲートキーパー	自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

用語	内容
か 行	
健康ウォーキング マップ	市内「本庁北」「本庁南」「鳴尾」「甲東・瓦木」「塩瀬・山口」の5地区、1地区2コース、全10コースを設定。
健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した指標で、健康上の問題で日常生活動作が制限されることなく自立している期間。
健康増進法	健康寿命の延伸・生活の質の向上実現のための国民運動「健康日本21」の法的基盤であり、国民の健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための法律。平成15年5月に施行。
健康づくり推進員	保健所が開催する養成講座修了者で、地域における健康づくりを推進するための普及啓発等に協力できるボランティアのこと。
健康日本 21	生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題についての目標を選定し、国民が主体的に取り組める国民健康づくり対策として、平成12年度から推進されてきた計画。令和6年度から新たに「健康日本21（第三次）」が開始される。
口腔衛生	歯科疾患を予防し、歯・口腔の健康と機能の保持増進を図ること。
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的な 実施事業	令和2年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行。令和4年度より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）の両方を一体的に実施する。
さ 行	
シニアオーバーディーズ C O P D (Chronic Obstructive Pulmonary Disease)	慢性閉塞性肺疾患のことで、タバコ煙を主とする有害物質を長期に吸入曝露することで生じた肺の炎症性疾患。喫煙習慣を背景に中高年に発症する生活習慣病と考えられている。近年では、COPDは肺だけの炎症に止まらず、全身の炎症、栄養障害、心筋梗塞や脳血管障害など併存症をともなう全身性の疾患であるといわれている。
シニアケデー C K D (慢性腎臓病)	腎臓の機能が低下する、あるいはタンパク尿が出るなどの腎臓の異常が続く状態のこと。脳血管疾患や心疾患の重大な危険因子となっている。
自殺死亡率	その年の人口 10 万人当たりの自殺者数のこと。人口が異なる自治体間や国同士の自殺者数を比較する際に用いる。

用語	内容
歯周疾患	歯垢中の細菌による感染症。歯を支える骨や歯肉（歯ぐき）等の歯の歯周組織が侵される病気で、中高年の歯を失う原因の大半を占める。喫煙により悪化し、また、糖尿病、骨粗しょう症、早産、低出生体重児出産等と歯周疾患との関連も言われている。歯周病は同義語。
受動喫煙	たばこを吸わない人が自分の意思とは関係なく、たばこの煙を吸わされること。受動喫煙の原因となる副流煙は、喫煙者が吸い込む主流煙よりも、ニコチンやタール、一酸化炭素のすべてが数倍以上含まれている。改正健康増進法の施行及び兵庫県の条例改正に伴い、受動喫煙対策が強化されている。
食育基本法	平成17年7月に施行された食育に関する法律のこと。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的としている。
食生活改善推進員	「私たちの健康は私たちの手で」を合い言葉に、「ヘルスマイト」の愛称でボランティア活動を行う人のこと。食生活改善推進員は全国で活躍しており、全国食生活改善推進員団体連絡協議会を組織し、各都道府県協議会が構成員となっている。兵庫県ではその協議会を「いずみ会」と称し、本市では「西宮いずみ会」として地域に根付いた活動をしている。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。国連や国においても目標値を掲げて食品ロスの削減に取り組んでいる。
スポーツクラブ 21	原則小学校区を単位として設立されており、学校体育施設などを利用し、幅広い年齢層の方々が、様々なスポーツ活動を行っている。
清掃補助用具	歯ブラシでは届かない歯と歯の間の歯垢（細菌）を取り除くために使う道具。デンタルフロス、糸つきようじ、歯間ブラシ等がある。
た 行	
多量飲酒	一般的に、純アルコールで1日あたり平均約60gを超えて飲酒すること。
地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費すること。
低栄養	食欲の低下や食事が食べにくいなどという理由から徐々に食事が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉や皮膚、内臓などをつくるたんぱく質が不足した状態。
低出生体重児	出生時に体重が2,500g未満の新生児のこと。

用語	内容
出前健康講座	市民の健康づくりのための正しい知識の普及を目的とし、医療専門職が地域に出向き、健康をテーマに講座等を実施する。
特定健康診査・特定保健指導	平成20年4月から、医療制度改革の一環として医療保険者に義務付けられた40歳から74歳までの被保険者・被扶養者が対象となる、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導制度。
な 行	
西宮市総合計画	本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すもの。「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標に、令和10年度までのまちづくりを進めていくための指針となるもの。
ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、健康づくりや社会参加を目的とし、障害のある人もない人も気軽に楽しむことができるスポーツのこと。
は 行	
HACCP（はさっぷ）	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。
8020（はちまるにいまる）運動	「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則6か月以上の長期にわたって、おおむね家庭に留まり続けている状態の人のこと。
フードドライブ	家庭で保管されたままになっている食べ物を持ち寄り、まとめてフードバンクに寄附する活動。集められた食べ物は、フードバンクを通して、福祉団体や施設、生活困窮者等は無償で届けられる。
フッ化物塗布	歯科医師または歯科衛生士がフッ化物塗布薬を歯の表面に塗布する方法。う歯のリスクに応じて年2～4回塗布を行う。継続塗布により、高いう歯予防効果が得られる。

用語	内容
フレイル	健常な状態と要介護状態の間にある段階。サルコペニア（加齢による筋肉量の低下）、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）など身体面の機能の低下が大きな原因となるが、精神的、社会的側面とも相互に影響している。
平均寿命	0歳の平均余命であり、保健福祉水準の総合指標として広く活用されている。
ヘルスリテラシー	良好な健康状態の維持、増進のために必要となる情報にアクセスし、理解し、活用する個人の意欲や能力を決定づける認知と社会的スキルのこと。
ま 行	
メタボリックシンドローム	腹部に内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動等の生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中等がおこりやすくなる状態。
ら 行	
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりの考え方。
ライフステージ	人の一生を段階区分したもの。本計画では、ライフステージを「妊娠・乳幼児期」「学童・思春期」「青年・壮年期」「中年期」「高齢期」の5段階に分けている。
リスクコミュニケーション	消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換すること。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	ロコモティブシンドローム（ロコモ）とは、運動器自体の疾患（変形性関節症、骨粗鬆症に伴う円背、脊柱管狭窄症など）や加齢による運動器機能不全（筋力低下、持久力低下など）を原因とする「運動器の障害」によって、バランス能力、体力、移動能力等が低下し、要介護になるリスクの高い状態になること。

第3次西宮市健康増進・食育推進計画

令和6（2024）年3月発行

編集・発行 西宮市保健所 健康増進課

〒662-0911 西宮市池田町8番11号

電 話 (0798) 26-3667

食育・健康づくりマスコット「みやちゃん」

